

審 査 基 準

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化財研修事業（伝統工芸・文化財保存技術）企画選定委員会（以下、「企画選定委員会」という。）において書類選考を実施し、必要に応じて審査期間中に面接選考などを行う。なお、審査に当たっては、企画提案者に対し、審査に必要な資料の追加提出等を求める場合がある。また、企画選定委員会は非公開とする。

II 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。提出された企画が予算規模の範囲内において適切であるか、各評価項目について評価をおこなう。下記のⅢに示す各評価項目についてⅣに示す評価基準により評価し、企画選定委員会の各委員（以下単に「委員」という。）が各々評価した結果（50点満点で評価）の合計を平均したものを当該提案者の得点（評価点）とする。なお、評価点は50点満点である。

III 評価項目

1 事業実施主体に関する評価（5点満点×4項目＝20点満点）

- ① 伝統工芸・関連技術及び伝統工芸の継承に必要な用具・原材料・技等を支える技術等の文化財保存技術等に関する十分な知見と技能を有していること。
- ② 伝統工芸・関連技術及び伝統工芸の文化財保存技術に係る研修に関する企画制作・運営・連絡調整・開催等業務を実施できる運営能力や事務処理能力を有していること。
- ③ 予算の範囲内で本事業を実施するに足る、必要な人員・組織・実施体制が整っていること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価（5点満点×5項目＝25点満点）

- ① 無形文化財としての工芸技術又はその工芸技術に必要な文化財保存技術を保存・継承するために必要な事業であることが事業目的に明確化されていること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。継続して採択されている事業や、前回までの採択時に改善の指摘をうけている事業については、企画提案書の特記事項欄において事業継続の必要性や改善状況等を明確に示していること。
- ③ 事業の企画、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 提案に当たり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（5点満点）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局

長の認定等相当確認を有していること。

4 委員が企画提案について受託に著しく不適當であると判断する場合の申告

委員は、審査を行った企画提案について、文化財研修事業の趣旨から大きく逸脱した事業内容を計画している、事業対象とする伝統工芸・文化財保存技術が「無形文化財としての工芸技術又はその工芸技術に必要な文化財保存技術」として評価できない等、1～3の評価項目による得点に関わらず本事業の受託に著しく不適當であると判断する企画提案については、その旨を理由とともに申告することができる。なお、委員は、当該申告を行った場合でも1～3に規定する評価を行うものとする。

IV 評価基準

1 評価項目の「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

5点・・・特に優れている	2点・・・やや劣っている
4点・・・優れている	1点・・・劣っている
3点・・・普通	

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2.5点
- ・認定段階3＝3.5点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・トライくるみん認定＝2.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定

を除く。)) = 2. 5 点

- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）
= 2. 5 点

- ・プラチナくるみん認定 = 5 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 3. 5 点

○上記に該当する認定等を有しない = 0 点

V 採択案件の決定方法

原則として最も評価点の高い者から予算の範囲内において順番に採択するものとする。

ただし、

- ・30点を合格最低点とし、これを下回った場合
- ・Ⅲの4に規定する申告が、評価を行った委員のうち2名以上の委員からあった企画提案については、当該企画提案の採択可否について企画選定委員会において審議することとし、当該審議において審議に参加した委員のうち過半数の委員が採択不可とした場合

は、当該企画提案については、これを採択しない。

なお、採択予定件数は公募時点の予定件数であり、企画選定委員会の決定により増減する場合がある。